

審査基準・標準処理期間表（申請に対する処分）

本市担当課名	教育委員会 青少年育成部育成課
--------	-----------------

指定管理者名	
--------	--

(注)本市が定めている場合は、上記の指定管理者名欄は斜線を引いてください。

施設名	広島市三滝少年自然の家及び広島市似島臨海少年自然の家
-----	----------------------------

処分名	広島市少年自然の家の使用者の範囲
-----	------------------

処分の根拠法令名 とその条項	広島市少年自然の家条例第4条
-------------------	----------------

許認可等の要件や 基準を定めている 法令とその条項	
---------------------------------	--

【審査基準】

<p>その他法令の定めに従って判断するために必要とされる基準</p> <p>広島市少年自然の家条例第4条第1項第4号に規定する「その他教育委員会が適当であると認めた者」とは、次の場合とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小学校就学始期に達するまでの者 2 前号に掲げる者の引率者
--

【標準処理期間】

申請が到着してから決定に至るまでの期間	1週間
---------------------	-----

* 上記の期間は、目安です。また、その算定に当たっては、形式的に不備のある申請の補正に要する期間や審査に必要となる資料の提出等に要する期間は算入しません。

審査基準・標準処理期間表（申請に対する処分）

担当課	教育委員会青少年育成部育成課
-----	----------------

処 分 名	広島市少年自然の家の使用許可及び変更許可
-------	----------------------

処分の根拠法令名	広島市少年自然の家条例第5条
とその条項	

許認可等の要件や基準を定めている法令とその条項	広島市少年自然の家条例施行規則第5条第3項
	広島市少年自然の家条例第6条

〔審査基準〕

整理区分 ① ② ③

その他法令の定めに従って判断するために必要とされる基準

1 広島市少年自然の家条例施行規則第5条第3項に規定する「ただし、教育委員会において特に必要があると認めるとき」とは、次のいずれかに該当するときとする。

(1)

優先順位	利 用 目 的	受付時期
1	広島市が主催する全国規模の行事であるとき	必要と認めるとき
2	施設の主催事業	必要と認めるとき
3	広島市立の小・中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校小・中学部の野外活動（学校行事に限る）	下記※1のとおり
4	広島市が主催又は共催する事業で、参加対象が全国、中四国、広島県内、又は市内全域等に及び且つ青少年の健全育成を目的とする事業	前年度の5月15日から
5	社会教育団体が主催する研修会、大会、行事等で市内全域以上の規模に及び且つ青少年の健全育成を目的とする事業（ただし、広島市の子ども会の主催する事業については学区以上の規模とする）	前年度の5月15日から
6	広島市立以外的小・中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校小・中学部の野外活動・宿泊訓練等（学校行事に限る）	前年度の6月1日から
7	広島市、公益財団法人広島市文化財団、広島市関係団体が主催する研修会、大会、行事等	1年前から
8	社会教育団体が主催する研修会、大会、行事等で市内全域以上の規模に及ぶもの（優先順位5を除く）	1年前から
9	高等学校、大学、専門学校が行う研修会、オリエンテーションセミナー等（学校行事に限る）	1年前から
10	その他特に必要があると認めるとき	必要と認めるとき

※1 利用開始日の前々年度12月頃から校長会を通して提出される希望日程を踏まえて、前年度5月14日までに施設が利用日を決定する。

(2)

利用期間	対象	受付時期
夏休み期間中 ただし、(1)により受付済みの期間を除く	少年等（広島市少年自然の家条例第4条第1項に規定する者）	下記※2のとおり

※2 市広報紙「市民と市政」前年度9月15日号により募集し、10月20日までに決定する。

2 使用許可の申請については、使用日の2週間前の翌日から当日までのものは、これを受け付けない。ただし、適宜相談に応じ可能な場合は受け付ける。

〔標準処理期間〕

整理区分

①

③

申請が到着してから決定に至るまでの期間	1週間
---------------------	-----

* 上記の期間は、目安です。また、その算定に当たっては、形式的に不備のある申請の補正に要する期間や審査に必要となる資料の提出等に要する期間は算入しません。

常用廃止後廃棄

審査基準・標準処理期間表（申請に対する処分）

本市担当課名	教育委員会 青少年育成部育成課
--------	-----------------

指定管理者名	
--------	--

(注)本市が定めている場合は、上記の指定管理者名欄は斜線を引いてください。

施設名	広島市三滝少年自然の家及び広島市似島臨海少年自然の家
-----	----------------------------

処分名	広島市少年自然の家の使用料の後納承認
-----	--------------------

処分の根拠法令名 とその条項	広島市少年自然の家条例第7条第2項
-------------------	-------------------

許認可等の要件や 基準を定めている 法令とその条項	
---------------------------------	--

【審査基準】

その他法令の定めに従って判断するために必要とされる基準
使用料の後納は、次のいずれかに該当する場合に限る。 1 国、地方公共団体若しくは地方公社、又はこれらに準ずる者が使用するとき。 2 公職選挙法に基づき、公職の候補者が公費負担で個人演説会を開催するとき。ただし、候補者自ら負担するものは前納とする。 3 使用当日、使用者の責めに帰することができない理由により、やむを得ず使用人数等の変更をしたことにより、緊急に使用料の納付を行う必要が生じたとき。

【標準処理期間】

申請が到着してから決定に至るまでの期間	1週間
---------------------	-----

* 上記の期間は、目安です。また、その算定に当たっては、形式的に不備のある申請の補正に要する期間や審査に必要となる資料の提出等に要する期間は算入しません。

審査基準・標準処理期間表 (申請に対する処分)

本市担当課名	教育委員会 青少年育成部育成課
--------	-----------------

指定管理者名	
--------	--

(注)本市が定めている場合は、上記の指定管理者名欄は斜線を引いてください。

施設名	広島市三滝少年自然の家及び広島市似島臨海少年自然の家
-----	----------------------------

処分名	広島市少年自然の家の使用料の減免承認
-----	--------------------

処分の根拠法令名 とその条項	広島市少年自然の家条例第8条
-------------------	----------------

許認可等の要件や 基準を定めている 法令とその条項	
---------------------------------	--

【審査基準】

<p>その他法令の定めに従って判断するために必要とされる基準</p> <p>使用料を減免することができる場合は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 原爆障害者章の交付を受けている者 2 身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている者 3 65歳以上の者であることの確認ができる公的証明書（健康保険証、運転免許証等）を持参している者 4 戦傷病者手帳の交付を受けている者 5 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 6 前各号に掲げる者の介添者 7 社会福祉施設に入所している者が引率されて使用する場合（引率者を含む。） 8 出入国管理及び難民認定法別表第1の4に規定する留学及び就学の在留資格を有する者並びに家族滞在の在留資格を有する者のうち別表の留学及び就学の項の下欄に掲げる活動を行う者 9 本市が主催する研修会に参加する者 10 少年自然の家の指定管理者が教育委員会の承認を得て自主事業を行う場合 11 その他市長において減免が適当と認める者
--

【標準処理期間】

申請が到着してから決定に至るまでの期間	1週間
---------------------	-----

* 上記の期間は、目安です。また、その算定に当たっては、形式的に不備のある申請の補正に要する期間や審査に必要となる資料の提出等に要する期間は算入しません。

審査基準・標準処理期間表（申請に対する処分）

本市担当課名	教育委員会 青少年育成部育成課
--------	-----------------

指定管理者名	
--------	--

(注)本市が定めている場合は、上記の指定管理者名欄は斜線を引いてください。

施設名	広島市三滝少年自然の家及び広島市似島臨海少年自然の家
-----	----------------------------

処分名	広島市少年自然の家の使用料の返還
-----	------------------

処分の根拠法令名 とその条項	広島市少年自然の家条例第9条
-------------------	----------------

許認可等の要件や 基準を定めている 法令とその条項	
---------------------------------	--

【審査基準】

<p>その他法令の定めに従って判断するために必要とされる基準</p> <p>既納の使用料は返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、返還する。</p> <p>1 広島市少年自然の家条例第9条第1号に規定する「使用者の責めに帰することができない理由により使用することができない場合」とは、次のとおりである。</p> <p>(1) 台風、洪水、地震、火災その他の災害のため建物が損傷又は故障し、一般の使用に供することが困難又は危険な状態となったとき。</p> <p>(2) 使用するに当たり、第三者の妨害等により使用できなくなったとき。</p> <p>(3) 建物の改修工事等を緊急に行う必要が生じたとき。</p> <p>(4) 緊急に市民を対象とした重要な公共的・公益的事業を実施する必要が生じたとき。</p> <p>(5) 災害救助法に定める避難場所として使用する必要が生じたとき。</p> <p>(6) その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できないとき。</p> <p>2 公職選挙法による個人演説会に係る使用料の還付については、公職選挙法施行令第120条第2項の規定による。</p>
--

【標準処理期間】

申請が到着してから決定に至るまでの期間	使用の取消しを申し出た日から40日以内
---------------------	---------------------

* 上記の期間は、目安です。また、その算定に当たっては、形式的に不備のある申請の補正に要する期間や審査に必要となる資料の提出等に要する期間は算入しません。

処分基準表 (不利益処分)

本市担当課名	教育委員会 青少年育成部育成課
--------	-----------------

施設名	広島市三滝少年自然の家及び広島市似島臨海少年自然の家
-----	----------------------------

処分名	指定管理者の取消し等に係る処分基準
-----	-------------------

処分の根拠法令名	地方自治法第244条の2第11項
とその条項	

不利益処分の要件や基準を定めている法令とその条項	基本協定書第42条

【処分基準】

その他法令の定めに従って判断するために必要とされる基準

地方自治法第244条の2第11項に規定する指定管理者の指定を取り消す場合とは、次のいずれかに該当する場合とする。

- 1 条例、規則又は基本協定書に違反したとき。
- 2 業務に際し不正行為があったとき。
- 3 広島市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- 4 広島市少年自然の家条例第17条第2項に定める基準に適合しなくなったとき。
- 5 指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- 6 その他指定管理者に本業務を行わせておくことが不可能、困難又は社会通念上不相当と広島市が判断したとき。

審査基準・標準処理期間表（申請に対する処分）

指定管理者名	公益財団法人広島市文化財団
--------	---------------

施設名	広島市三滝少年自然の家、広島市似島臨海少年自然の家
処分名	広島市少年自然の家の使用許可及び変更許可
処分の根拠法令名	広島市少年自然の家条例第5条
とその条項	広島市暴力団排除条例
許認可等の要件や基準を定めている法令とその条項	広島市少年自然の家条例第6条
	広島市少年自然の家条例施行規則第5条

【審査基準】

その他法令の定めに従って判断するために必要とされる基準

広島市少年自然の家条例第6条第1項第3号に規定する「その他管理運営上支障があるとき。」とは、次の場合とする。

- 1 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動のために、少年自然の家を使用しようとするとき。
- 2 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための宗教教育その他の宗教的活動のために、少年自然の家を使用しようとするとき。
- 3 もっぱら営利を目的とする活動のために、少年自然の家を使用しようとするとき。

<参考>

広島市少年自然の家条例
(使用許可)

第5条 少年自然の家(広島市似島臨海少年自然の家のプール施設(以下「プール施設」という。)を除く。次条第1項において同じ。)を使用しようとする者(広島市似島臨海少年自然の家のカヌー(以下「カヌー」という。)にあつては、プール施設外で使用しようとする者に限る。)は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、少年自然の家の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用の制限)

第6条 次の各号の一に該当するときは、少年自然の家の使用を許可しない。

- (1) 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備をき損するおそれがあるとき。
- (3) その他管理運営上支障があるとき。

【標準処理期間】

申請が到着してから決定に至るまでの期間	1週間
---------------------	-----

* 上記の期間は、目安です。また、その算定に当たっては、形式的に不備のある申請の補正に要する期間や審査に必要な資料の提出等に要する期間は算入しません。

<参考>

広島市少年自然の家条例施行規則
(使用許可の手続)

- 第5条 条例第5条第1項の規定により許可を受けようとする者は、所定の申請書を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書は、使用開始日の1週間前までに提出しなければならない。ただし、教育委員会において特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 使用許可の申請は、条例第4条第1項に規定する者(以下「少年等」という。)にあつては使用開始日の9か月前のもの、少年等以外の者にあつては使用開始日6か月前のものについては、これを受け付けない。ただし、教育委員会において特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 教育委員会は、条例第5条第1項の規定により許可をしたときは、所定の許可書を申請者に交付する。
- 5 条例第16条第1項の規定により少年自然の家の管理を指定管理者に行わせる場合における第1項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

広島市少年自然の家使用制限基準

広島市少年自然の家条例第6条第1項に規定する「その他管理運営上支障があるとき。」とは、次の場合とする。

- 1 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動のために、少年自然の家を使用しようとするとき。
- 2 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための宗教教育その他の宗教的活動のために、少年自然の家を使用しようとするとき。
- 3 もっぱら営利を目的とする活動のために、少年自然の家を使用しようとするとき。

処分基準表（不利益処分）

指定管理者	公益財団法人広島市文化財団
-------	---------------

施設名	広島市三滝少年自然の家、広島市似島臨海少年自然の家
-----	---------------------------

処分名	広島市少年自然の家の使用許可の取消し
-----	--------------------

処分の根拠法令名	広島市少年自然の家条例第12条
とその条項	広島市暴力団排除条例

不利益処分の要件 や基準を定めている 法令とその条項	
----------------------------------	--

【処分基準】

その他法令の定めに従って判断するために必要とされる基準	
<p>広島市少年自然の家条例 (使用許可の取消し等)</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用者に対し、使用の制限、使用の停止若しくは退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規定に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者が使用条件に違反したとき。</p> <p>(3) 使用者が伝染性の病気にかかっていると認められたとき。</p> <p>(4) 第6条第1項に規定する事態が発生したとき。</p> <p>1 「伝染性の病気にかかっていると認められたとき」とは、おおむね次に掲げる事例に該当し、そのおそれが明白かつ現在のものである者をいう。</p> <p>(1) 法定伝染病 コレラ、赤痢、腸チフス、パラチフス、痘そう、発しんチフス、しょう紅熱、ジフテリア、流行性脳脊髄膜炎、ペスト、日本脳炎</p> <p>2 「第6条第1項に規定する事態が発生したとき」とは、次のとおりである。</p> <p>(1) 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設又は附属設備をき損するおそれがあるとき。</p> <p>(3) その他管理運営上支障があるとき。</p> <p>3 広島市少年自然の家条例第6条第1項第3号に規定する「その他管理運営上支障があるとき。」とは、次の場合とする。</p> <p>(1) 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動のために、少年自然の家を使用しようとするとき。</p> <p>(2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための宗教教育その他の宗教的活動のために、少年自然の家を使用しようとするとき。</p> <p>(3) もっぱら営利を目的とする活動のために、少年自然の家を使用しようとするとき。</p>	

<参考>

広島市少年自然の家条例

(使用の制限)

第6条 次の各号の一に該当するときは、少年自然の家の使用を許可しない。

- (1) 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備をき損するおそれがあるとき。
- (3) その他管理運営上支障があるとき。